

省エネルギーリフォームローン

商品概要

対象となる住宅	自ら居住する住宅、セカンドハウスまたは親族が居住するための住宅				
対象となる リフォーム	<table><tr><td rowspan="2">省エネ リフォーム</td><td>断熱改修</td></tr><tr><td>省エネ設備設置</td></tr></table>	省エネ リフォーム	断熱改修	省エネ設備設置	
省エネ リフォーム	断熱改修				
	省エネ設備設置				
詳しくは裏面へ	* 省エネリフォームと一緒に他のリフォーム(キッチン等水廻りの改修、外壁塗装、間取り変更等)も対象となります。				
融資額	最大 1,000 万円(10 万円以上、1 万円単位)でリフォーム工事費が上限 その他のリフォームの融資額の上限は、省エネリフォームに係る工事費の金額までとなります。 (例) 省エネリフォームに係る工事費 400 万円 + その他のリフォームに係る工事費 600 万円の場合 融資額の上限 800 万円(省エネリフォームに係る工事費 400 万円 + その他のリフォームに係る工事費 400 万円)				
返済期間	10 年以内(1 年以上、1 年単位)				
金利タイプ	全期間固定金利(お申込み時点の金利を適用)				
担保・保証・融資手数料	不要				
団体信用生命保険	利用可能				
工事審査	公庫の定める検査機関による工事の審査が必要 * 検査機関へ工事審査手数料のお支払いが必要となります。				
お申込みされる方の要件	●借入申込時の年齢が満 79 歳未満であること(親子リレー返済を利用される方を除きます。) ●日本国籍または永住許可などを受けている外国人であること ●すべての借入れに関して、年収に占める年間合計返済額の割合(＝総返済負担率)が基準(年収 400 万円未満の場合は総返済負担率が 30%以下・年収が 400 万円以上の場合は総返済負担率が 35%以下)を満たしていること(申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合は、同居予定者等の収入を合算できる場合があります。)				
高齢者向け返済特例(ノンリコース型)					
●満 60 歳以上の方は、高齢者向け返済特例(申込人全員が亡くなるまでの間は利息のみの支払とする返済方法)を利用いただけます(申込年齢の上限なし)。 ●元金は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から自己資金等により一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却代金によりご返済いただきます。 ●担保物件の売却代金が残債務に満たないときであっても相続人の方が残った残債務を返済する必要はありません。 ●この場合、担保が必要になり、団体信用生命保険は加入できません。					

お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫 融資第三部 住宅融資班 (Tel:098-941-1850、FAX:098-941-1915)
 沖縄振興開発金融公庫ホームページ <https://www.okinawakouko.go.jp/>

⚠ 省エネルギーフォームローンは、沖縄振興開発金融公庫とリフォーム事業者が提携して提供するものではありません。

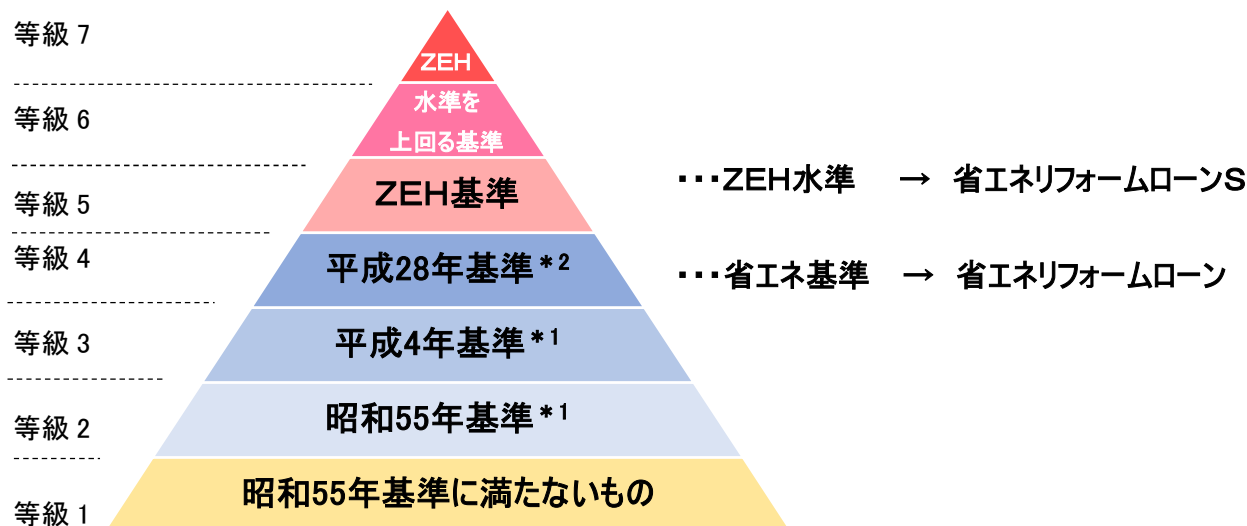


【令和 7 年 11 月改正】

省エネルギーリフォーム工事の要件

省エネルギー性能を著しく向上させるリフォームの場合は、
「省エネルギーローン S」として、「省エネルギーローン」に比べて低利な金利を適用する予定です。

■省エネルギーローンの省エネ水準



*1 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく従来の省エネ基準

*2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく現行の省エネ基準

等級表示:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じ。

省エネルギーローン

①または②のいずれかの工事を実施すること。

①断熱改修

工事箇所	工事要件(ア～ウのいずれか)
住宅内の外気に接する開口部(窓およびドア)、壁、天井、または床の <u>いずれかの部位(部位の一部でもよい)</u>	ア リフォーム後の住宅全体の断熱性能が省エネ基準(断熱等性能等級4相当)を満たす工事
	イ 工事箇所が省エネ基準(仕様基準)を満たす工事
	ウ 壁、天井または床の断熱材の使用量の合計が一定量以上である工事

②省エネ設備

太陽光発電設備、太陽熱利用設備、高断熱浴槽、高効率給湯機、またはコージェネレーション設備のいずれかの設備を設置する工事

省エネルギーローン S

①または②のいずれかの工事を実施すること。

工事箇所	工事要件
①住宅内の外気に接する開口部(窓およびドア)、壁、天井または床の <u>いずれかの部位</u>	リフォーム後の住宅全体の断熱性能が ZEH 水準(断熱等性能等級 5 相当)を満たす工事
②区画*に面する a 及び b の部位 a 全ての外気に接する開口部(窓およびドア) b 外気に接する壁、床または天井の <u>いずれかの部位</u>	工事箇所が ZEH 水準(仕様基準)を満たす工事

* 区画とは、住宅内の一以上の居室を含む区画(壁、床、天井、窓、ドア等で区切られた空間)をいう。